新型コロナウイルス感染症の影響等により納税が困難な方に対する

地方税における猶予制度

徴収の猶予

* 新型コロナウイルス感染症に関連する以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、収納対策課にご相談ください（徴収の猶予：地方税法第15条）。

（ケース１）災害により財産に相当な損失が生じた場合

　新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

（ケース２）ご本人又はご家族が病気にかかった場合

　納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

（ケース３）事業を廃止し、又は休止した場合

　納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

（ケース４）事業に著しい損失を受けた場合

　納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

申請による換価の猶予

* 上記のほか、地方税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、収納対策課にご相談ください（申請による換価の猶予：地方税法第15条の６）。

※　eLTAXからも徴収の猶予や換価の猶予の申請は可能です。詳しくは地方税共同機構のホームページ（<http://www.eltax.lta.go.jp/news/03047>）をご覧ください。

電話 0225-82-1111　内線1141～1146

東松島市市民生活部収納対策課